

建設工事におけるインフレスライド条項の運用規定について

建設工事における急激な急激なインフレーション又はデフレーションに対応するため、恵那市が発注する建設工事に関して、工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用規定を以下のとおり適用します。

■ 請求日（基準日）

発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とする。また、請求があった日から起算して 14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とする可とする。

■ 対象工事

残工期が請求日（基準日）から 2 ヶ月以上ある工事。

■ 運用規定

岐阜県の運用マニュアルに準ずる。